

デュッセルドルフ日本人学校同窓会会則(改定案)

第1条(名称)

本会は、デュッセルドルフ日本人学校同窓会と称し、本部事務局をデュッセルドルフ日本人学校内に設け、支部を各地方別事務局長宅に置くことを得る。日本での役員事務局は東京に置く。

第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦を通して母校の発展に寄与することを目的とする。さらにデュッセルドルフ日本人学校で学んだことに誇りを持ち、母校の発展だけでなく、日独両国間の相互理解を深めるとともに、国際社会においても貢献できることを期待する。

第3条(事業)活動)

本会は、目的を達成するために、次の事業活動を行う。

(ア) 親睦会の企画・運営

(イ) 会員相互の親善便益交流親睦を図るために必要な事業深める活動のサポート

(イ)名簿(ウ) 会員情報の発行管理

(ウ)会報を必要に応じて発行する。

(エ) その他本会の目的を達成するために必要な事業活動

第4条(会員)

本会は、次の各号に定める会員をもって組織する。

(ア) 正会員

デュッセルドルフ日本人学校(以下、「本校」という。)を卒業、並びに若しくは転出した児童・生徒及び現旧教職員と同校関係者を以て組織する。正会員は卒業・転出した児童・生徒とする。但し中学校相当年齢まで、又は準会員とする。現旧教職員は教職員会員とする。同校関係者(日本人学校理事・監事、日本人学校父母・保護者)は賛助会員となることができる。

また名誉会員を設けることができる。

、補習授業校また若しくは日本語補習教室に在学した児童・生徒及び教職員・関係者は幹事会の承認を得て、会員となることができる。

(イ) 教職員会員

デュッセルドルフ日本人学校、補習授業校、又は日本語補習教室(以下、併せて「本校等」という。)の現旧教職員

(ウ) 賛助会員

本校等関係者(本校等の理事・監事、本校等の児童・生徒の父母・保護者)

第5条（機関・役職）

本会は次の役員を置き、東京事務局において会務を司る。

(ア)会長1名、副会長2名、常任幹事(書記3名・会計2名)。

(イ)年度幹事、各年度毎の同期生中より3名以内(常任幹事との兼任を妨げない)。

(ウ)会計監事、2名

(エ)顧問 若干名

1. 会長本会は、事務局長、事務局、アドバイザリーボード、監査役(以下、併せて「運営メンバー」という。)を置く。また、名誉会長を別途置くこともできる。

(ア) 事務局長は、事務局を統括し、本会の活動を総理し、対外的には本会を代表し会務を総理する。会長が本会の予算を支出または本会が債務を負担する行為を行う時

(イ) 事務局は、役員会の承認を必要事務局長とする事務局スタッフ(最低1名)により構成され、本会の活動を担う。また、事務局は、各期の会員との連絡等に関しては、登録された各期の連絡役(但し、連絡役は運営メンバーとはならない)と連携して行う。

2. 副会長は会長を補佐する。

3. 常任幹事は会長・副会長を補佐して会務を処理する。

4. 年度幹事は各同期生を代表し、同窓会と各同期生との連絡にあたる。

5. 会計監事は(ウ) アドバイザリーボードは、複数名のアドバイザーで構成され、事務局が担う本会の活動のチェックとアドバイスをを行う。

(エ) 監査役は、複数名で構成され、本会の会計を監査する。

6. 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。

第6条(会議)(総会)

本会におけるは次の会議を開催する。

(ア)定期総会は原則三年5年毎に一回開催とし、個別に開催時期を決定する。但し役員会、運営メンバーにおいて必要と認める時、また本会則の規則上必要と認める時、又は正会員200人50人以上の要請があった時は、会長は臨時総会を開くことができる。総会については、インターネット上でも開催することができるものとする。

(イ)役員会は会長・副会長・常任幹事を持って構成し、本会運営の任務にあたる。役員会の議事は、その構成員の1/3が出席し、出席役員の過半数をもってこれを決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(ウ)幹事会は会長・副会長・常任幹事・年度幹事及び顧問をもって構成し、本会の重要事項を審議する。幹事会の議事はその構成員の1/3が出席し、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(エ)顧問会は会長・副会長・顧問により必要に応じて行う。

第7条(役員(重要事項の任期・選出)決定)

運営メンバー及び会員は、本会の役員運営等に関する事項を随時提案することができ、当該提案のうち重要事項については、会員の投票により決する。

(ア) 重要事項として会員による投票を行うかは、事務局とアドバイザリーボードが検討の上決定し、投票を行わないと判断した場合、事務局とアドバイザリーボードは、その判断に至った経緯を提案者に説明する。但し、5名以上の会員の賛同があった場合、事務局とアドバイザリーボードの判断の如何によらず、投票を行うものとする。

(イ) 投票を行う場合、事務局は、アドバイザリーボードの承認を得たうえで、重要事項の内容、投票方法、投票期日などを本会ホームページ、その他相当と認める方法で告知する。また本会に登録された電子メールアドレスにその案内を送信する。

(ウ) 投票は原則として、投票総数の過半数の同意を以て決するものとし、特に重要な事項に関しては、総会を開催した上で決するものとする。特に重要な事項か否かについては、事務局とアドバイザリーボードが検討の上決定するものとするが、運営メンバーの選解任、本会の解散、本会則の変更は、特に重要な事項とみなされる。

第8条(運営メンバーの任期・選解任等)

本会の運営メンバーに関する事項は、以下のとおりとする。

(ア) 運営メンバーの任期は総会から次の総会迄とする。但し、再選を妨げない。運営メンバーの辞任、解任により本会の運営に支障が出る場合は、速やかに新たに運営メンバーを選出し補充するものとし、任期途中で選出選任された場合は、残りの期間とする。本会の会長・副会長・常任幹事は幹事会において

(イ) 運営メンバーは、会員の中から選任し、総会で報告する。また、幹事会は過半数をもってこれらを選出され、総会において投票総数の過半数の同意を以て選任される。また、名誉会長を置く場合、名誉会長は、アドバイザリーボードの中から選出され、総会において投票総数の過半数の同意を以て選任される。運営メンバー、名誉会長の解任を求める場合、総会を開催した上で、投票総数の過半数の同意を以て解任することができる。本会の年度幹事は、各学年毎に同期生中よりの互選、または委員会の委嘱により定める。本会の会計監事は、会員中より会長が委嘱する。本会の顧問は、教職員会員中より会長が委嘱する。

第8条(第9条(会計))

(ア) 本会の運営経費は、会員の入会会費、賛助金、寄付金、及びその他の収入を以てこれに充てる。会費は一回支弁の入会金を以てこれに充てる。

- (イ) 正会員は、会費5000円を納入することにより終身会員となる。
- (ウ) 会費5000円は、デュッセルドルフ日本人学校中学部卒業、または転出の際に徴収され、準会員は第4条により、中学校卒業相当年齢を以って正会員となる。但し平成7年以前の同窓生については、5000円を別途徴収する。
- (エ) 教職員会員からは、会費を徴収しない。同校本校等関係者は、壱口壱万円の賛助金を壱口以上納入することによって賛助会員となる。
- (オ) 会費、賛助金、寄付金については、いかなる場合も返還されない。本会を解散する場合、清算手続完了後の残余財産については、本校に全額寄付する。
- (カ) 本会の会計年度は、毎年4月1日1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (キ) 本会の予算・決算は幹事会の議決を要する。
- (ク) 本会の会計は隔年毎の定期総会、監査役において、二か年分による監査を経て、会計年度終了後、会計報告・監査ができ次第、速やかに本会ホームページ、その他相当と認める方法で報告及び予算の報告をする。

第9条(第10条(会則の改正))

本会則の変更は幹事会、総会に付議し、その出席者於いて、投票総数の三分の二以上の同意をもって議決した後、総会に於いてその出席者の過半数の同意を以て議決することを要する。

付則

1. 本会則は平成7年8月19日デュッセルドルフ日本人学校同窓会発足をもって発効する。
2. 本部と東京事務局との会務分担及び諸連絡等の詳細については、別途取り決める。
3. 東京事務局は、平成29年1月29日から、平成15年8月2日 一部改正
〒158-0095 東京都世田谷区瀬田4-3-12 (平山方)
「デュッセルドルフ日本人学校同窓会事務局」
電話FAX 03-3700-7622に置く。
4. 平成15年8月2日 一部改正
5. 平成29年1月29日 一部改正
5. 令和●年●月●日 一部改正